



◎被保険者として届け出ることができる人は

次の親族で主として被保険者の収入で生計を維持している人です。

- ① 被保険者の配偶（内縁を含む）、直系尊属、子、孫及び弟妹
- ② 被保険者の三親等内の親族、内縁の配偶者の父母及び子で同一の世帯に属する人

「主として被保険者の収入で生計を維持する人」など恒常的な年間総収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上の老年者である場合又は、概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給資格に該当する程度の障害者である場合にあっては180万円未満）であって被保険者に生計の大半を依存している人であることが原則です。

（被扶養者現況届記入のしかた）

1. **申請被扶養者とは**あなたが、健康保険の被扶養者として認定をうけようとする者です。
2. 申請被扶養者の生計費を他の方と共同で負担している場合は負担額の多少にかかわらず、全てご記入下さい。
3. 申請被扶養者に収入がある場合、項目ごとに月額または、年額をご記入ください。  
また恩給、年金等を受給している場合は、直近の支払通知書の写しを添付してください。
4. 今迄就職していた者で、失業給付金を受給しないときは、**離職票**（写ではない）を添付してください。  
離職票は本人の申出があれば返還します。
5. 申請被扶養者が別居の場合は、**別居家族の生計維持関係申告書**を添付してください。
6. 65才以上75才未満の人で、老人保健法による市町村長の障害認定を受けている人は、同時に「健康保険老人保健障害認定該当届」を提出してください。
7. この用紙の記入欄が不足する場合は、別紙に書きたしてください。

※ 届け出についてわからない場合は、当組合へおたずねください。